

東浦町運行バス「う・ら・ら」運賃改定（案）

- 1 適用する路線
東浦町運行バス「う・ら・ら」 刈谷線
- 2 設定する運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - （1）運賃の種類及び額
 - ①普通旅客運賃
1 乗車 大人 200 円、小中学生 100 円
※未就学児は無料とする
 - ②回数券
11 枚綴り 1,000 円（1 枚 100 円）
 - ③定期券
 - ア 大 人 1 か月 4,000 円 2 か月 7,600 円 3 か月 10,800 円
 - イ 高齢者（75 歳以上）及び運転免許自主返納者
1 ヶ月 2,000 円 2 ヶ月 3,800 円 3 ヶ月 5,400 円
 - ウ 中学生 1 か月 1,000 円 2 か月 1,900 円 3 か月 2,700 円
 - エ 小学生 1 か月 500 円 2 か月 950 円 3 か月 1,350 円
 - ※「う・ら・ら」のみ使用可能。
 - ④1 日乗車券
1 日 300 円
 - （2）運賃の割引
 - ①乗継割引
乗車当日に「う・ら・ら」他系統に乗り継ぐ場合、1 乗車に限り無料
 - ②キャッシュレス割引
1 乗車 大人 150 円
 - ③障がい者割引
無料
 - （3）適用方法
 - ①普通旅客運賃
 - ア 普通旅客運賃は、旅客が片道 1 回乗車する場合に適用する。
 - イ 普通旅客運賃は、キャッシュレス決済を使用した支払いも可能とする。
 - ②回数券
回数券は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。
 - ③定期券
 - ア 定期券は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。
 - イ 定期券は、その有効期間中乗車回数を制限しない。
 - （4）割引等
 - ①乗継割引

ア 旅客は降車時に乗務員に対し他系統に乗り継ぐ旨申し出ること、「乗継券」の発行を受けることができる。

イ 旅客は有効な「乗継券」1枚につき1回に限り、「う・ら・ら」に無料で乗車できる。

ウ 「乗継券」は発行当日限り有効とする。

また、「乗継券」は、発行された系統と同じ系統では使用できない。

②キャッシュレス割引

交通系 IC カード決済を利用の場合は、大人運賃 200 円から 50 円を割引、1 乗車 150 円とする。（割引率 25%）なお、小中学生には適用しない。

③障がい者割引

以下のものは、無料（10 割引）とする。

ア 身体障害者手帳所持者、1・2 級の身体障害者手帳所持者の付添者 1 名

イ 療育手帳所持者、A 判定・B 判定の療育手帳所持者の付添者 1 名

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の付添者 1 名

エ 障がい者割引は、障がい者手帳の提示又は東浦町が発行する証明書を提示した場合に適用する。

（5）適用期間

2026 年 10 月 1 日より